

農業者の皆さまへ

『玉川村農業資材価格等高騰対策 継続給付金』

新型コロナウイルス感染症拡大等により、農業資材価格の高騰の影響を受けている農業者に、給付金を支給します。

1 補助対象者

以下の要件を全て満たし、今後も営農を継続する意思のある者

- ① 令和3年分税申告をした者のうち、農業収入がある者
又は、令和4年から営農を開始した認定農業者若しくは認定新規就農者
- ② 村内に住所を有する個人又は村内に主たる事業所を有する法人
- ③ 村税等の滞納がないこと

2 給付金交付額

令和3年税申告において、農業に係る経費として申告した次の経費の合計額により、次のとおり交付します。

対象経費	率	計算式	給付金
①肥料費 ②農具費 ③農薬衛生費 ④材料費 ⑤動力光熱費 の合計	1/10	対象経費合計×1/10	計算式で算出した額 (1,000円未満切捨て) ※ <u>上限額10万円</u>

令和4年から営農を開始した者は、令和4年分税申告にて申告した上記経費を対象とします。

3 提出書類

①令和3年分税申告書類

〈青色申告の場合〉 令和3年分所得税青色申告決算書(農業所得用)のコピー

〈白色申告の場合〉 令和3年分収支内訳書(農業所得用)のコピー

②玉川村農業資材価格等高騰対策継続給付金交付申請書兼請求書(様式1号)

(様式は産業振興課に設置の他、HPにも掲載しています。)

③振込先口座の通帳のコピー

※ 上記の他、「印鑑」をご持参ください。

※ その他必要に応じて書類の追加をお願いする場合があります。

裏面へつづく

4 申請方法

次のとおり申請会を開催します。

申請受付期間：令和4年12月12日(月)から令和5年1月20日(金)まで（郵送可）

申請会場：玉川村役場 北庁舎1階 会議室

受付時間：午前の部 午前9時～午前11時30分

午後の部 午後1時～午後4時00分

年 月 日	対象地区
令和4年12月12日(月)	川辺
令和4年12月13日(火)	
令和4年12月14日(水)	
令和4年12月15日(木)	蒜生・小高
令和4年12月16日(金)	
令和4年12月19日(月)	
令和4年12月20日(火)	中・岩法寺
令和4年12月21日(水)	
令和4年12月22日(木)	
令和4年12月23日(金)	竜崎
令和4年12月26日(月)	
令和4年12月27日(火)	
令和5年1月5日(木)	南須釜
令和5年1月6日(金)	
令和5年1月10日(火)	
令和5年1月11日(水)	北須釜
令和5年1月12日(木)	
令和5年1月13日(金)	吉・山小屋・山新田・四辻新田
令和5年1月16日(月)	
令和5年1月17日(火)	
令和5年1月18日(水)	予備日：上記日程にできなかった方
令和5年1月19日(木)	
令和5年1月20日(金)	

※令和4年から営農を開始した認定農業者若しくは認定新規就農者については、別途お問合せください。

※申請にあたり、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

【お問合せ先】

玉川村役場 産業振興課 TEL0247-57-4627

〒963-6392 玉川村大字小高字中畷9